

(10) 連結財務諸表に関する注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式463,939百万円及び出資金6,025百万円を含んでおります。
2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債及びその他の証券に合計33,312百万円含まれております。

無担保の消費貸借契約により借り入れている有価証券並びに現先取引及び現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、（再）担保に

差し入れている有価証券は1,717,335百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは188,715百万円であります。

3. 貸出金のうち、破綻先債権額は292,088百万円、延滞債権額は1,019,352百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は36,162百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は238,713百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は1,586,317百万円であります。

なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は686,407百万円であります。

8. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

現金預け金	339,948百万円
コールローン及び買入手形	259,186百万円
買入金銭債権	2,020百万円
特定取引資産	610,146百万円
有価証券	8,049,756百万円
貸出金	3,062,015百万円
リース債権及びリース投資資産	41,993百万円
有形固定資産	11,153百万円
その他資産（延払資産等）	2,165百万円

担保資産に対応する債務

預金	27,060百万円
コールマネー及び売渡手形	1,266,265百万円
売現先勘定	778,993百万円
債券貸借取引受入担保金	6,332,775百万円
特定取引負債	594,121百万円
借入金	1,970,209百万円
その他負債	4,587百万円
支払承諾	134,530百万円

上記のほか、資金決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金19,380百万円、特定取引資産52,843百万円、有価証券11,172,095百万円及び貸出金284,157百万円を差し入れています。

また、その他資産のうち保証金は85,892百万円、先物取引差入証拠金は6,252百万円であります。

9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は39,983,526百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが34,012,566百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

10. 連結子会社である三井住友銀行及びその他の一部の連結子会社は、土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産

の部に計上しております。

また、一部の持分法適用の関連会社も同法律に基づき事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を控除した金額のうち親会社持分相当額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

連結子会社である三井住友銀行

平成10年3月31日及び平成14年3月31日

その他の一部の連結子会社及び持分法適用の関連会社

平成11年3月31日、平成14年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

連結子会社である三井住友銀行

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める路線価及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等、合理的な調整を行って算出。

その他の一部の連結子会社及び
持分法適用の関連会社

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額及び同条第5号に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補による鑑定評価に基づいて算出。

11. 有形固定資産の減価償却累計額 616,324百万円
12. 有形固定資産の圧縮記帳額 66,691百万円
13. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金436,000百万円が含まれております。
14. 社債には、劣後特約付社債2,281,687百万円が含まれております。
15. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は2,304,890百万円であります。